



16 消安第 3603 号

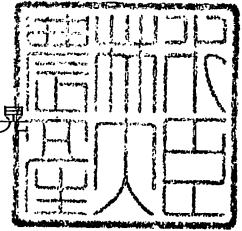
平成 16 年 7 月 26 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃



農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格等の一部改正について（諮問）

下記の日本農林規格及び品質表示基準の一部改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する第 7 条第 5 項の規定及び同法第 19 条の 8 第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成 14 年 7 月 24 日農林水産省告示第 1305 号）
- ② 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準（平成 14 年 7 月 24 日農林水産省告示第 1306 号）

農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部改正について（案）

平成17年2月3日

農 林 水 産 省

1 改正の趣旨

フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格を農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の中に規定する一部改正を行うこと等に伴い、農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準（平成14年7月24日農林水産省告示第1306号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準において、

- (1) 農産物缶詰又は農産物瓶詰の用語の定義において、農産物にフルーツみつ豆に配合する場合の寒天が含まれるよう規定する。
- (2) フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の用語の定義を新たに規定する。
- (3) 一括表示事項の1つとしている「形状」について、米穀、雑穀、麦類、豆類、ぎんなんにあっては記載の必要がないこととする。

等の改正を行う。

農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準改正の概要

(農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準(抜粋))

(1) 趣旨

改 正 案	現 行
農産物缶詰及び農産物瓶詰(トマト加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1632号)) 第2条に規定する固形トマト及び農産物漬物品質表示基準(平成12年12月28日農林水産省告示第1747号)第2条に規定する農産物漬物に該当しないものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準によるところによる。	農産物缶詰及び農産物瓶詰(トマト加工品の日本農林規格(昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号)) 第2条に規定する固形トマト及び農産物漬物品質表示基準(平成12年12月28日農林水産省告示第1747号)第2条に規定する農産物漬物に該当しないものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準によるところによる。

(改正理由)

本品質表示基準がトマト加工品のうちの固形トマトには適用されない旨を規定するにあたり、個別の品質表示基準の規定においては同類の個別の品質表示基準を引用するのが適切であることから、トマト加工品に関し、日本農林規格から品質表示基準への引用に改める。

(2) 定義

用 語	改 正 案	現 行
農産物缶詰又は農産物瓶詰	野菜(食用林産物を含む。)、果実、その他の農産物又は	野菜、果実、その他の農産物(食用林産物を含む。)又は

	それらの加工品（ <u>フルーツみつ豆に配合する場合の寒天を含む。</u> ）をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。	それらの加工品をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。
たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（ <i>phyllostachys Pubescens</i> Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で節間が短く、かつ、形状が全形等のものを詰めたものをいう。	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（ <i>phyllostachys Pubescens</i> Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で節間が短く、かつ、形状が全形等のものを <u>内容積が9ℓ未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。</u>
たけのこ大型缶詰	[削る。]	<u>農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が9ℓ以上の缶に詰めたものをいう</u>
混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰	[略]	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、2種類以上の農産物を配合したものを詰めたもの
<u>フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰</u>	<u>混合農産物缶詰のうち、次に掲げるものをいう。</u> <u>1 3種類以上の果実に赤えんどう及びさいの目に切った寒天を配合したものを糖液とともに詰めたもの</u> <u>2 1にあん、蜜等を添付したもの</u>	（追加）

切	たけのこの全形を切断したもので、 <u>2つ割り</u> 及び先以外のものをいう。	たけのこの全形を切断したもので、 <u>割</u> 及び先以外のものをいう。
---	---	--

(改正理由)

- ・フルーツみつ豆の規格を追加するにあたり、フルーツみつ豆に配合する寒天を農産物の範疇に含めることを規定する必要があるため、農産物缶詰又は農産物瓶詰の定義を改める。
- ・たけのこ大型缶詰は業務用として製造・流通しており、本品質表示基準の適用対象とする必要がないため、削除する。
- ・フルーツみつ豆の規格が適用されるものを明確にするため、フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の定義を新たに規定する。
- ・たけのこを切断したものの形状を表す用語として、本品質表示基準において「割」の用語は用いておらず、これに対応する用語として「2つ割り」を用いていることから、規定ぶりの整合性を図るために改める。

(3) 一括表示事項

改 正 案	現 行
第3条 <u>米穀、雑穀、麦類、豆類</u>、えのきたけ、くり、<u>ぎんなん</u>及び形状のない農産物以外の<u>1種類</u>の農産物を詰めたものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者をいう。以下同じ。）が農産物缶詰又は農産物瓶詰の缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、<u>同条第1項及び第6項</u>に規定するもののほか、形状とする。 2 たけのこの全形を詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶	第3条 <u>グリーンピース、あずき、大豆</u>、えのきたけ、くり及び形状のない農産物以外の<u>一種類</u>の農産物を詰めたものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者をいう。以下同じ。）が農産物缶詰又は農産物瓶詰の缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、<u>同項各号に掲げるもの</u>のほか、形状とする。 2 たけのこの全形を詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶

に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。

3 アスパラガスのロングスパーク、スパーク及びチップを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、基部の太さとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。

4 グリンピース、マッシュルームのホール及びボタン並びになめこを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

5 果実の2つ割りを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶

に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び前項に規定するもののほか、大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。

3 アスパラガスのロングスパーク、スパーク及びチップを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、基部の太さとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。

4 グリンピース、マッシュルームのホール及びボタン並びになめこを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

5 果実の2つ割りを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶

に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、果肉の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

- 6 果実の全形及びかんきつの全果粒のものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、果粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

- 7 パインアップルの2つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、内容個数とする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から内容 個数を把握できない場合は、この限りでない。

- 8 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあつては、製造業者等がその缶に一

一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、果肉の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

- 6 果実の全形及びかんきつの全果粒のものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、果粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

- 7 パインアップルの2つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、内容個数とする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から内容個数を把握できない場合は、この限りでない。

- 8 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあつては、製造業者等がその缶に一

括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項から第7項に規定するもののほか、使用上の注意とする。	括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、使用上の注意とする。
---	--

(改正理由)

- ・一括表示事項として「形状」を表示すべきものの例外として「グリンピース、あずき、大豆」を規定しているが、これら以外の豆類にあっても同様の扱いとすべきであることから、単に「豆類」に改める。

また米などを詰めた缶詰やぎんなんを詰めた缶詰にあつては、その形状を一括表示事項として記載することを求めるのは意味がないため、「形状」を表示すべきものの例外として「米穀、雑穀。麦類」及び「ぎんなん」を追加する。

- ・加工食品品質表示基準の一部改正に伴う条項ズレの修正。

(4)表示の方法

①名称

改 正 案	現 行
名称 加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。 ア 1種類の農産物を詰めたもの (7) <u>農産物の名称は、グリンピース、みかん、焼きりんご、豆腐等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</u> (1) <u>充てん液を加えたものにあつては、(7)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種</u>	名称 加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。 ア 1種類の農産物を詰めたもの (7) <u>充てん液を加えたものにあつては、使用した農産物の名称の次に、「・」を付して充てん液の種類</u> <u>の名称を果実を詰めたものにあつては別表1、果実以外のものを詰めたものにあつては別表2に掲げる表示の方法により記載し、充て</u>

類の名称を果実を詰めたものにあつては別表1、果実以外のものを詰めたものにあつては別表2に掲げる表示の方法により記載すること。ただし、あずきを糖液と煮込んだものを詰めたもの及びくりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものを詰めたものにあつては、この限りでない。

(ウ) 充てん液を加えていないもの（以下「ドライパック」という。）にあつては、(ア)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載することができる。

(エ) (ア)の規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあつては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を記載し、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（色混合）」と記載し、グリンピースのもどし豆にあつては「グリンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と記載し、あずきを糖液と煮込んだものにあつては「ゆであずき」と記載し、マッシュル

ん液を加えていないもの（以下「ドライパック」という。）にあつては、使用した農産物の名称の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載すること。ただし、あずきを糖液と煮込んだものを詰めたもの及びくりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものを詰めたものにあつては、この限りでない。

(イ) 農産物の名称は、グリンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあつては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を記載し、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（色混合）」と記載し、グリンピースのもどし豆にあつては「グリンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と記載し、あずきを糖液と煮込んだものにあつては「ゆであずき」と記載し、マッシュル

ーム（ホワイト種のものを除く。）にあつては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を記載し、もも缶詰又はもも瓶詰にあつては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に記載し、なし缶詰又はなし瓶詰にあつては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に記載し、くりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものにあつては「くり甘露煮」と記載し、アップルソースにあつては「アップルソース」と記載すること。

イ 2種類以上の農産物を詰めたもの

(7) 果実を詰めたもの（フルーツカクテルを除く。）にあつては「2種混合果実」、「3種混合果実」等と、野菜を詰めたものにあつては「2種混合野菜」、「3種混合野菜」等と、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と、フルーツみつ豆にあつては「フルーツみつ豆」と、これら以外のものにあつては「混合農産物」と記載すること。ただし、「きんぴらごぼう」、「五目寿司のもと」、「赤飯」、「フルーツあんみつ」等とその最も一般的な名称をも

ーム（ホワイト種のものを除く。）にあつては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を記載し、もも缶詰又はもも瓶詰にあつては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に記載し、なし缶詰又はなし瓶詰にあつては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に記載し、くりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものにあつては「くり甘露煮」と記載し、アップルソースにあつては「アップルソース」と記載すること。

イ 2種類以上の農産物を詰めたもの

果実を詰めたものにあつては「2種混合果実」、「3種混合果実」等と、果実以外のものを詰めたものにあつては「2種混合野菜」、「3種混合野菜」等と、果実と果実以外のものを詰めたものにあつては「混合農産物」と、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と記載し、それぞれの文字の次に、「・」を付して充てん液の種類を果実を詰めたものにあつては別表1、果実以外のものを詰めたものにあつては別表2に掲げる表示の方法により記載

<u>って記載することができる。</u> (イ) <u>充てん液を加えたもの</u>にあつては、(ア)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を、<u>果実のみを詰めたもの</u>にあつては別表1、<u>果実のみ以外のものを詰めたもの</u>にあつては別表2に掲げる表示の方法により記載すること。ただし、<u>フルーツみつ豆を詰めたもの</u>にあつてはこの限りでない。 (ウ) <u>ドライパック</u>にあつては、(ア)に規定する表示の文字の次に「・」を付して「<u>ドライパック</u>」と記載することができる。	<u>し、ドライパックにあつては、「2種混合果実」等の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載すること。</u>
---	--

(改正理由)

- ・第4条第1項第1号において、アの1種類の農産物を詰めたものと、イの2種類以上の農産物を詰めたものの規定ぶりについて、両者の規定ぶりについて整合性を図り、わかりやすいものに改める。
- ・現状では、充てん液を加えていないものすべてに「・ドライパック」と記載するよう規定されているため、製品特性上充てん液を加えないものであっても、この文言を記載する必要がある、かえってわかりにくい名称が記載されることから、「ドライパック」の記載を義務ではなく任意の表示とするよう改める。
- ・2種類以上の農産物を詰めたものは、単なる混合した農産物としてではなく、その配合及び充てん液の種類により一般的な名称により記載する方がわかりやすい場合が多いことから、当該名称をもって記載することができるよう改める

②原材料名

改 正 案	現 行
原材料名	原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(ア) 「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにゃく」、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、うんしゅうみかんにあつては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあつては「香辛料」と記載することができる。

(イ) 使用した農産物が2種類以上の場合にあつては、(ア)の本文の規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の多いものから

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(ア) 1種類の農産物を詰めたものにあつては使用した農産物の名称を「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」等とその最も一般的な名称をもって記載し、2種類以上の農産物を詰めたものにあつては「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、うんしゅうみかんにあつては、「うんしゅうみかん」と記載することができる。

順に記載すること。

[削る。]

[削る。]

(ウ) 使用した果汁が2種類以上の場合にあっては、(7)の本文の規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(エ) 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、(7)の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と記載すること。

(オ) 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的

(イ) 充てん液の原材料にあっては、充てん液に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

a 砂糖類以外のものにあっては、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、シナモン等の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 使用した果汁が2種類以上の場合にあっては、aの規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

c 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、aの規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と記載すること。

d 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最

な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

- (カ) 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(イ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」

も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

- e 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併

又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。	用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
(キ) 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。	f 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。
イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号） <u>第21条第1項第1号ホ</u> 及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。	イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号） <u>第5条第1項第1号ホ</u> 及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(改正理由)

- ・充填液の原材料についても、他の食品添加物以外の原材料と同様、当該製品に占める重量の割合の多いものから記載することが適当であると考えられるため、そのように改める。
- ・食品衛生法の条項移動（第5条から第21条に移動）に伴う所要の改正を行う

③その他の表示事項とその表示の方法

改 正 案	現 行
パイナップル缶詰にあつては、形状を <u>表す</u> 写真、絵、又は図柄を表示すること。	パイナップル缶詰にあつては、形状を <u>表わす</u> 写真、絵、又は図柄を表示すること。

(改正理由)

整合性を図るために改める。

(5)別表

①別表1（第4条関係）

改 正 案		現 行	
充てん液の種類	充てん液の種類の表示方法	充てん液の種類	充てん液の種類の表示方法
1 [略]		1 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と記載すること。
2 [略]		2 果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と記載すること。
3 [略]		3 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの	「果汁づけ（水入り）」と記載すること。
4 [略]		4 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。）に砂糖類を加えたもの	
		(1) 可溶性固形分が10%以上14%未満の場合	「シラップづけ（エキストラライト）」と記載すること。
		(2) 可溶性固形	「シラップづけ（

5 [略]

分が14%以上18%未満の場合	ライト)」と記載すること。
(3) 可溶性固形分が18%以上22%未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）」と記載すること。
(4) 可溶性固形分が22%以上の場合	「シラップづけ（エキストラヘビー）」と記載すること。
5 果実の搾汁に砂糖類を加えたもの	
(1) 可溶性固形分が10%以上14%未満の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラライト）」と記載すること。
(2) 可溶性固形分が14%以上18%未満の場合	「果汁づけ（加糖・ライト）」と記載すること。
(3) 可溶性固形分が18%以上22%未満の場合	「果汁づけ（加糖・ヘビー）」と記載すること。
(4) 可溶性固形分が22%以上の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラヘビー）」と記載すること。

6 [略]		6 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるものに砂糖類を加えたもの (1) 可溶性固形分が10%以上14%未満の場合 (2) 可溶性固形分が14%以上18%未満の場合 (3) 可溶性固形分が18%以上22%未満の場合 (4) 可溶性固形分が22%以上の場合	「シラップづけ（エキストラライト）（果汁入り）」と記載すること。 「シラップづけ（ライト）（果汁入り）」と記載すること。 「シラップづけ（ヘビー）（果汁入り）」と記載すること。 「シラップづけ（エキストラヘビー）（果汁入り）」と記載すること。
7 1から6まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類と名称を記載すること		

(改正理由)

- ・ 製品の多様化が進み、高甘味度の甘味料を使用した充てん液を使用した製品

が製造されている。これらの製品の充てん液は十分な甘みがあるにもかかわらず可溶性固形分が10%に満たないため、これらの充てん液を包含する必要があることから、新たに「1から6以外の充てん液を規定する」

②別表2（第4条関係）

改 正 案		現 行	
充てん液の種類	充てん液の種類 の表示方法	充てん液の種類	充てん液の種類 の表示方法
1 水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と記載することが適当でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）	「水煮」と記載すること。ただし、 <u>豆類</u> 、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる。	1 水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの	「水煮」と記載すること。ただし、 <u>グリンピース</u> 、 <u>大豆</u> 、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる。
2 [略]	[略]	2 水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの	「味付」と記載すること。
3 [略]	[略]	3 バターソース、クリームソース等の調味液	「調味液づけ」と記載すること。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ

<u>4 1 から 3 まで</u> <u>以外の充てん液</u>	<u>充てん液の内容を</u> <u>表す最も一般的な</u> <u>充てん液の種類</u> <u>名称を記載するこ</u> <u>と。</u>		」等と記載するこ とができる。
--------------------------------------	--	--	--------------------

(改正理由)

- ・製品の多様化が進み、野菜に該当するものを糖液とともに詰めた製品（アロエのシラップつけ）が製造されていることから、「水煮」の用語を用いるのに適当でない程度に砂糖類を使用した製品は、別表 2 の 1 にある充てん液の種類には該当しない旨を明記するよう改め、新たに充てん液の種類として「1 から 3 以外の充てん液」を規定する
- ・充てん液の種類として、「水煮」と表示するもののうち、当該用語を省略できるものとして「グリーンピース、大豆」を規定しているが、これら以外の豆類にあっても同様の扱いとすべきことであるから、単に「豆類」に改める。

③別表 9（第 4 条関係）

改 正 案		現 行	
果粒の大きさ	果粒を <u>表す</u> 記号及びその略号	果粒の大きさ	果粒を <u>表わす</u> 記号及びその略号
[略]	[略]	1 0 0 g 当たり 2 0 個以下 1 0 0 g 当たり 2 1 個以上 3 5 個以 下 1 0 0 g 当たり 3 6 個以上	大粒 (L) 中粒 (M) 小粒 (S)

(改正理由)

整合性を図るために改める。

改 正 案			現 行																		
農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準																					
(趣旨)																					
第1条 農産物缶詰及び農産物瓶詰（トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）第2条に規定する固形トマト及び農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）第2条に規定する農産物漬物に該当しないものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。																					
(定義)																					
第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																					
<table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰</td><td>野菜、果実、その他の農産物（食用林産物を含む。）又はそれらの加工品（さくらんぼにあつては、糖液を浸透させたものを除く。）をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものという。</td></tr><tr><td>たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys pubescens Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ形状が全形等のものを内容積が9ℓ未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>〔削る。〕</td><td>農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が9ℓ以上の缶に詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L.）に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスピア一等のものを詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea Mays L.）に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macrocarpum）を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wight）に属するもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）を詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆（Glycine max Merr.）に属するもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）を詰めたものをいう。</td></tr></table>				用 語	定 義	農産物缶詰又は農産物瓶詰	野菜、果実、その他の農産物（食用林産物を含む。）又はそれらの加工品（さくらんぼにあつては、糖液を浸透させたものを除く。）をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものという。	たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys pubescens Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ形状が全形等のものを内容積が9ℓ未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。	〔削る。〕	農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が9ℓ以上の缶に詰めたものをいう。	〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L.）に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスピア一等のものを詰めたものをいう。	〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea Mays L.）に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。	〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macrocarpum）を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。	〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wight）に属するもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）を詰めたものをいう。	〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆（Glycine max Merr.）に属するもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）を詰めたものをいう。
用 語	定 義																				
農産物缶詰又は農産物瓶詰	野菜、果実、その他の農産物（食用林産物を含む。）又はそれらの加工品（さくらんぼにあつては、糖液を浸透させたものを除く。）をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものという。																				
たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys pubescens Mazel）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ形状が全形等のものを内容積が9ℓ未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。																				
〔削る。〕	農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が9ℓ以上の缶に詰めたものをいう。																				
〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L.）に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスピア一等のものを詰めたものをいう。																				
〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea Mays L.）に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。																				
〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macrocarpum）を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。																				
〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wight）に属するもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）を詰めたものをいう。																				
〔略〕	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆（Glycine max Merr.）に属するもの（を水で戻したもの）をいう。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したもの（を水で戻したもの）を詰めたものをいう。																				

【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	
【略】	【略】	

マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰	マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、マッシュルーム (<i>Agaricus (Psalliota)</i> 属に属する <i>Agaricus bisporus</i> 等の栽培品種の生鮮な又は塩蔵した子実体をいう。以下同じ。) で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰	えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ (<i>Flammulina Velutipes</i> Sing の生鮮な子実体をいう。以下同じ。) で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
なめこ缶詰又はなめこ瓶詰	なめこ缶詰又はなめこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ (<i>Pholiota Nameko</i> S. ITO et IMAI の生鮮な子実体をいう。以下同じ。) で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
みかん缶詰又はみかん瓶詰	みかん缶詰又はみかん瓶詰	次に掲げるものをいう。 1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかん (<i>Citrus reticulata</i> Blanco に属するかんきつ類の完熟した果実をいう。以下同じ。) の果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの 2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかんの果皮を除去した全形のもの
もも缶詰又はもも瓶詰	もも缶詰又はもも瓶詰	次に掲げるものをいう。 1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも (<i>Prunus Persica</i> L. に属する核果類 (ネクタリン種を除く。) の完熟した果実をいう。以下同じ。) の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの果皮を除去した全形のもの
なし缶詰又はなし瓶詰	なし缶詰又はなし瓶詰	次に掲げるものをいう。 1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし (<i>Pyrus commis L.</i> 又は <i>Pyrus sinensis L.</i> に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) 及び和なし (<i>Pyrus serotina</i> Rehder に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの果皮を除去し、又は除去しない全形のもの
パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰	パイナップル缶詰又はパイナップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パイナップル (<i>Ananas Comosus</i> に属する完熟した果実をいう。以下同じ。) の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり (<i>Castanea sativa</i> sieb et Zacc. 又は <i>Castanea sativa</i> MILLER に属する完熟した果実をいう。以下同じ。) の外皮を除去したものを詰めたものをいう。
アップルソース又はアップルソース瓶詰	アップルソース缶詰又はアップルソース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、りんご (<i>Malus domestica</i> Bork-hausen に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) の果肉を破砕し、適度な粘り度を持つよう調製したものを詰めたものをいう。
混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、2種類以上の農産物を配合したものを詰めたものをいう。

[略]	[略]
フルーツみつ豆缶詰 又はフルーツみつ豆 瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げるものをいう。 1 3種類以上の果実に赤えんどう及びさいの目に切った寒天を配合したものを 糖液とともに詰めたもの 2 1にあん、蜜等を添付したもの
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

フルーツカクテル缶 詰又はフルーツカク テル瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げる果実を含む4種類以上の 果実を配合したものを詰めたものをいう。 1 黄もも 2 洋なし 3 パインアップル 4 ぶどう又はさくらんぼ
ホワイト	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、白色若しくは乳白色のどん茎を 詰めたもの又は白色若しくは乳白色のどん茎と頭部が黄緑色、淡緑色、緑色若し くは青色に帯色したどん茎を詰めたものであって、頭部が帯色したどん茎が全個 体数の20%を超えないものをいう。
ホワイト・グリーン チップド	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、ロングスパアー、スパアー又は チップを詰めたものであって、頭部及びこれに続く茎の部分が黄緑色、淡緑色、 緑色若しくは青色に帯色したどん茎に、白色若しくは乳白色のどん茎を加え又は 加えないものであり、各個体の長さの2分の1以上の部分が帯色したどん茎が全 個体数の25%を超えないものをいう。
グリーン	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、緑色、淡緑色若しくは黄緑色の どん茎を詰めたもの又は緑色、淡緑色若しくは黄緑色のどん茎と基部からその長 さの2分の1を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん茎を詰めたもの であって、基部からその長さの2分の1を超えない程度の部分が白色若しくは乳 白色のどん茎が全個体数の20%を超えないものをいう。
全形	農産物（アスパラガス、マッシュルーム及びなめこを除く。）の皮又は果皮を除 去し、又は除去しない原形又はほぼ原形のもをいう。ただし、たけのこにあつ ては皮及び根元の硬い部分を除去したものであり、かつ、節間が著しく長くない もの、パインアップルにあつては果皮及び果しんを除去した円筒状の果肉、びわ にあつては果皮及び果核を除去したほぼ原形の果肉をいう。
つぼみ	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでおり、菌膜がほとんど目立たない ものをいう。
ホール	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して かさの直径を超えない長さに切断したものをいう。
ボタン	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して 5mmを超えない長さに切断したものをいう。
開き	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルームで 、かさが開いているものであり、かさの直径が40mm以下で茎の長さの菌膜底部 から測定してかさの直径以下のものをいう。
全果粒	みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であつて、じょうのうの 原形がほぼ完全に保持されているものをいう。

25

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

乱切り	肉) 全形を任意の形及び厚さに切断したものをいう。
千切り	全形を細かく刻んだものをいう。
不定形	全形を不定形に破碎したものをいう。ただし、マッシュルームにあっては、かき及び茎を不規則に切断したものをいう。
薄切り	次に掲げるものをいう。 1 果実以外のものにあっては、全形を厚さ2 mm以上8 mm以下に切断したもの（マッシュルームのホール又はボタンにあっては、厚さ2 mm以上8 mm以下に軸に平行に切断したもの） 2 果実（パイナップルを除く。）にあっては、果皮及び果しん又は果核を除き、去したほぼ原形の果肉を6 つ以上に薄く切断したもの
ランダムスライス	ホール又はボタンを任意の厚さに任意の方向に切断したものをいう。
カット	次に掲げるものをいう。 1 アスパラガスにあっては、どん茎を頭部を付け、又は付けないで、長さ2 cm以上6 cm以下に切断したもの 2 果実以外のもの（アスパラガスを除く。）にあっては全形を一定の長さ又は厚さに切断したもの（筒切り、薄切り及び千切りを除く。）
カット・ヘッド	アスパラガスのどん茎を、長さ2 cm以上6 cm以下に切断したものであって、頭部のついたものが全個体数の20 %以上（どん茎を長さ3 cm以下に切断したものを詰めたもの）にあっては10 %以上）含まれているものをいう。
輪切り	パイナップルの全形又はりんごのほぼ原形の果肉を、果軸に対し直角に、均一な厚さに切断した環状の果肉をいう。
くさび形	パイナップルの輪切りをほぼ均一な大きさに切断したくさび状の果肉であって厚さがおおむね8 mm以上13 mm以下のものをいう。
縦割り	パイナップルの全形を、果軸と同一方向に、果軸を中心に切断した細長い形状の果肉であって、長さがおおむね6.5 mm以上のものをいう。
角柱形	パイナップルの厚肉の輪切り（厚さが3.8 mm以下のものに限る。）を角柱状に切断したものであって、縦及び横の長さがおおむね1.2 mm以上のものをいう。
立方形	果実の果肉をほぼ均一な大きさに切断した立方形状の果肉をいう。ただし、パイナップルにあっては、一辺の長さがおおむね1.4 mm以下のものをいう。
果肉	果実の果皮及び果しん又は果核を除きしたものという。ただし、かんきつにあっては、果皮、果しん、すじ、じょうのう膜及び種子を除きしたものという。
充てん液	次に掲げるものをいう。 1 果実を詰めたもの (1) 水 (2) 果実の搾汁（濃縮したもの）を搾汁の状態に戻したものを含む。以下同じ。） (3) (1)及び(2)を混合したもの (4) (1)、(2)又は(3)に砂糖類等を加えたもの

(一括表示事項) 第3条 米穀、雑穀、麦類、豆類、えのきたけ、くり、<u>ぎんなん</u>及び形状のない農産物以外の1種類の農産物を詰めたものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が農産物缶詰及び農産物瓶詰の缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、<u>同条第1項及び第6項</u>に規定するもののほか、形状とする。 2 たけのこの全形を詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。 3 アスパラガスのロングスパアー、スパアー及びチップを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、基部の太さとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。 4 グリンピース、マッシュルームのホール及びボタן並びになめこを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。 5 果実の2つ割りを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、果肉の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。 6 果実の全形及びかんきつの全果粒のものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、果粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。 7 パインアップルの2つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、内容個数とする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から内容個数を把握できない場合は、この限りでない。 8 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあつては、製造業者等がその缶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項から第7項に規定するもののほか、使用上の注意とする。 (表示の方法) 第4条 名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない	

2 果実以外のものを詰めたもの (1) 水 (2) (1)に食塩、砂糖、しょうゆ等の調味料を加えたもの (3) パターソースその他の調味液 (一括表示事項) 第3条 グリンピース、あずき、大豆、えのきたけ、くり及び形状のない農産物以外の2種類の農産物を詰めたものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が農産物缶詰及び農産物瓶詰の缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、<u>同項各号に掲げるもの</u>のほか、形状とする。 2 たけのこの全形を詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び前項に規定するもののほか、大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。 3 アスパラガスのロングスパアー、スパアー及びチップを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、基部の太さとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。 4 グリンピース、マッシュルームのホール及びボタן並びになめこを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。 5 果実の2つ割りを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、果肉の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。 6 果実の全形及びかんきつの全果粒のものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、果粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。 7 パインアップルの2つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、内容個数とする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から内容個数を把握できない場合は、この限りでない。 8 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあつては、製造業者等がその缶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、使用上の注意とする。 (表示の方法) 第4条 名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない	
--	--

い。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 1種類の農産物を詰めたもの

(7) 農産物の名称は、グリーンピース、みかん、焼きりんご、豆腐等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。

(7) 充てん液を加えたものにあつては、(7)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を果実を詰めたものにあつては別表1、果実以外のものを詰めたものにあつては別表2に掲げる表示の方法により記載すること。ただし、あずきを糖液と煮込んだものを詰めたもの及びくりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものを詰めたものにあつては、この限りでない。

(4) 充てん液を加えていないもの（以下「ドライパック」という。）にあつては、(7)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載することができる。

(4) (7)の規定にかかわらず、アスパラガスのロングスパ이어、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を記載し、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（色混合）」と記載し、グリーンピースのもどし豆にあつては「グリーンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と記載し、あずきを糖液と煮込んだものにあつては「ゆであずき」と記載し、マッシュルーム（ホワイト種）を除く。）にあつては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を記載し、もも缶詰又はもも瓶詰にあつては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に記載し、なし缶詰又はなし瓶詰にあつては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に記載し、くりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものにあつては「くり甘露煮」と記載し、アップルソースにあつては「アップルソース」と記載すること。

イ 2種類以上の農産物を詰めたもの

(7) 果実を詰めたもの（フルーツカクテルを除く。）にあつては「2種混合果実」、「3種混合果実」等と、野菜を詰めたものにあつては「2種混合野菜」、「3種混合野菜」等と、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と、フルーツみつ豆にあつては「フルーツみつ豆」と、これら以外のものにあつては「混合農産物」と記載すること。ただし、「さんびらごぼう」、「五日寿司のもと」、「赤飯」、「フルーツあんみつ」等とその最も一般的な名称をもつて記載することができ。

(7) 充てん液を加えたものにあつては、(7)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を、果実のみを詰めたものにあつては別表1、果実のみ以外のものを詰めたものにあつては別表2に掲げる表示の方法により記載すること。ただし、フルーツみつ豆を詰めたものにあつてはこの限りでない。

(4) ドライパックにあつては、(7)に規定する表示の文字の次に「・」を付して「ドライパック」と記載することができる。

(2) [略]

(2) 形状

次に定めるところにより記載すること。

い。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 1種類の農産物を詰めたもの

(7) 充てん液を加えたものにあつては、使用した農産物の名称の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を果実を詰めたものにあつては別表1、果実以外のものを詰めたものにあつては別表2に掲げる表示の方法により記載し、充てん液を加えていないもの（以下「ドライパック」という。）にあつては、使用した農産物の名称の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載すること。ただし、あずきを糖液と煮込んだものを詰めたもの及びくりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものを詰めたものにあつては、この限りでない。

(7) 農産物の名称は、グリーンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。

(4) (7)の規定にかかわらず、アスパラガスのロングスパ이어、スピアー又はチップを詰めたものうち、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を記載し、色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（色混合）」と記載し、グリーンピースのもどし豆にあつては「グリーンピース」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と記載し、あずきを糖液と煮込んだものにあつては「ゆであずき」と記載し、マッシュルーム（ホワイト種）を除く。）にあつては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を記載し、もも缶詰又はもも瓶詰にあつては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に記載し、なし缶詰又はなし瓶詰にあつては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に記載し、くりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものにあつては「くり甘露煮」と記載し、アップルソースにあつては「アップルソース」と記載すること。

イ 2種類以上の農産物を詰めたもの

果実を詰めたものにあつては「2種混合果実」、「3種混合果実」等と、果実以外のものを詰めたものにあつては「2種混合野菜」、「3種混合野菜」等と、果実と果実以外のものを詰めたものにあつては「混合農産物」と、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と記載し、それぞれの文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を果実を詰めたものにあつては別表1、果実以外のものを詰めたものにあつては別表2に掲げる表示の方法により記載し、ドライパックにあつては、「・」を付して「ドライパック」と記載すること。

ア 1種類の農産物を詰めたものであって、使用した農産物が全形のものにあっては「全形」又は果実名に「丸」の文字を冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあっては「つぼみ」と、ホールのものにあっては「ホール」と、ボタンのものにあっては「ボタン」と、開きのものにあっては「開き」と、全果粒のものにあっては「全果粒」と、身割れのものにあっては「身割れ」と、小片のものにあっては「小片」と、じょうのう片のものにあっては「じょうのう片」と、ホールカーネルのものにあっては「ホールカーネル」と、クリームスタイルのものにあっては「クリームスタイル」と、ロングスピアーのものにあっては「ロング」と、スピアーのものにあっては「スピアー」と、チップのものにあっては「チップ」と、筒切りのものにあっては「筒切り」と、傷のものにあっては「傷」と、先のものにあっては「先」と、切のものにあっては「切」と、筒のものにあっては「筒」と、2つ割りのものにあっては「2つ割り」と、4つ割りのものにあっては「4つ割り」と、乱切りのものにあっては「乱切り」と、千切りのものにあっては「千切り」と、不定形のものにあっては「不定形」と、薄切りのものにあっては「薄切り」と、ランダムスライスにあっては「ランダムスライス」と、カットのものにあっては「カット」と、カット・ヘッドのものにあっては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあっては「輪切り」と、くさび形のものにあっては「くさび形」と、縦割りのものにあっては「縦割り」と、角柱形のものにあっては「角柱形」と、立方形のものにあっては「立方形」と、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を記載すること。ただし、たけのこの全形を縦に2つに切断したものにあっては「2つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ4等分したものにあっては「4つ割り」に代えて「クォーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあっては「不定形」に代えて「ピーセス・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚さ2mm以上8mm以下に軸に平行に切断したものにあっては「薄切り」に代えて「スライス」と記載することができる。

イ アスパラガスの表皮を除いたものにあっては、アの規定にかかわらず、「ロング」、「スピアー」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と記載すること。

ウ こう付きのさくらんぼにあっては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあっては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と記載すること。

(3) [略]

(3) 大きさ

全形のたけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰にあっては、全形の大きさを、別表3に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により記載し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

(4) [略]

(4) 基部の太さ

ロングスピアー、スピアー又はチップのアスパラガスを詰めたものにあっては、基部の太さを、別表4に掲げる区分による基部の太さを表す記号又はその略号により記載し、かつ、基部の太さの略号を表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中若しくは小である旨又はその略号が示す基部の直径を記載すること。ただし、基部の太さをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。

(5) [略]

(5) 粒の大きさ

グリーンピース、ホール若しくはボタンのマッシュルーム又はなめこを詰めたものにあっては、それぞれの粒の大きさを、別表5、別表6又は別表7に掲げる区分による粒の大きさを表す記号又はその略号により記載し、かつ、粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中、小、特小若しくは極小である旨又はその略号が示す粒径、ふるい目の大きさ若しくはかさの直径を記載すること。

と。ただし、粒の大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。

(6) 果肉の大きさ

次に定めるところにより記載すること。

ア 2つ割りの形状のもの、洋なし又は和なしを詰めたものにあつては、果肉の大きさを、果肉数又は別表8に掲げる区分による果肉の大きさを表わす記号若しくはその略号により記載し、かつ、果肉の大きさを略号を表示する場合には、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。

イ かんきつ、もも、洋なし、和なし及びパイナップル以外の2つ割りの形状のものを詰めたものにあつては、果肉の大きさを、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により記載し、かつ、果肉の大きさを略号を表示する場合には、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。

(7) 果粒の大きさ

次に定めるところにより記載すること。

ア 全果粒のみかんを詰めたものにあつては、果粒の大きさを、果粒数又は別表9に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により記載し、かつ、果粒の大きさを略号を表示する場合には、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。

イ パインアップル以外の全形及び全果粒のかんきつ（みかんを除く。）を詰めたものにあつては、果粒の大きさを、果粒数又は果粒の大きさを表す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により記載し、かつ、果粒の大きさを略号を表示する場合には、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。

(8) 内容個数

「〇個」、「〇枚」等と記載すること。

(9) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(7) 1種類の農産物を詰めたものにあつては使用した農産物の名称を「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、2種類以上の農産物を詰めたものにあつては「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、うんしゅうみかんにあつては、「うんしゅうみかん」と記載することができる。

(1) 充てん液の原材料にあつては、充てん液に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところ

(6) 【略】

(7) 【略】

(8) 【略】

(9) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(7) 「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにやく」、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、うんしゅうみかんにあつては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあつては「香辛料」と記載することができる。

(1) 使用した農産物が2種類以上の場合には、(7)の本文の規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

【削る。】

〔削る。〕

- (d) 使用した果汁が2種類以上の場合にあっては、(f)の本文の規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
- (e) 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、(f)の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と記載すること。
- (f) 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖・果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖・果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖・果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
- (g) 使用した砂糖類が2種類以上の場合には、(h)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖・果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(イ) 食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

- イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(ii) 〔略〕

2 〔略〕

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 〔略〕

(i) 〔略〕

るにより記載すること。

- a 砂糖類以外のものにあつては、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、シナモン等の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 使用した果汁が2種類以上の場合にあっては、aの規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

c 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、aの規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と記載すること。

d 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖・果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖・果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖・果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

e 使用した砂糖類が2種類以上の場合には、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖・果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

f 食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

- イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(ii) 使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「一括表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（その他の表示事項及びその表示の

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

(i) アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち冷凍したアスパラガスを使用したものにあつては「冷

凍原料使用」と、グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰のうちもどし豆を使用したものにあつては「もどし豆」と、マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰のうち塩蔵したマッシュルームを水で戻して使用したものにあつては「もどし原料使用」と、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さであつて、かつ、日本工業規格Z8305(1962)(以下「JISZ8305」という。)に規定する20ポイント(缶又は瓶の胴の面積が250cm²未満のものに表示する場合にあつては、14ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。 (2) えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰にあつては、固形分を実固形分を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもつて、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、「固形分」及び「%」の文字はJISZ8305に規定する9ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。 (3) パインアップル缶詰にあつては、形状を表す写真、絵又は図柄を表示すること。 (4) パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰のうち冷凍した果肉を使用したものにあつては、「冷凍原料使用」の用語を、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの3分の2以上の高さであつて、かつ、JISZ8305に規定する20ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。	
(表示禁止事項) 第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。 (1) 「天然」、「自然」の用語 (2) 「純正」その他純粋であることを示す用語 (3) 第3条の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語	
別表1(第4条関係)	
充てん液の種類	充てん液の種類を表示の方法
1 水(水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。) のみのもの	「水づけ」と記載すること。
2 果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と記載すること。
3 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの	「果汁づけ(水入り)」と記載すること。
4 水(水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。) に砂糖類を加えたもの	
(1) 可溶性固形分が10%以上14%未満の場合	「シラップづけ(エキストラライト)」と記載すること。
(2) 可溶性固形分が14%以上18%未満の場合	「シラップづけ(ライト)」と記載すること。

5	[略]	[略]
6	[略]	[略]
7	1 から 6 まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類 名称を記載すること。

場合	場合	場合
(3) 可溶性固形分が 1 8 % 以上 2 2 % 未満の場合	(3) 可溶性固形分が 1 8 % 以上 2 2 % 未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）」と記載すること。
(4) 可溶性固形分が 2 2 % 以上の場合	(4) 可溶性固形分が 2 2 % 以上の場合	「シラップづけ（エキストラヘビー）」と記載すること。
5 果実の搾汁に砂糖類を加えたもの	5 果実の搾汁に砂糖類を加えたもの	「果汁づけ（加糖・エキストラライト）」と記載すること。
(1) 可溶性固形分が 1 0 % 以上 1 4 % 未満の場合	(1) 可溶性固形分が 1 0 % 以上 1 4 % 未満の場合	「果汁づけ（加糖・ライト）」と記載すること。
(2) 可溶性固形分が 1 4 % 以上 1 8 % 未満の場合	(2) 可溶性固形分が 1 4 % 以上 1 8 % 未満の場合	「果汁づけ（加糖・ヘビー）」と記載すること。
(3) 可溶性固形分が 1 8 % 以上 2 2 % 未満の場合	(3) 可溶性固形分が 1 8 % 以上 2 2 % 未満の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラヘビー）」と記載すること。
(4) 可溶性固形分が 2 2 % 以上の場合	(4) 可溶性固形分が 2 2 % 以上の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラヘビー）」と記載すること。
6 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるものに砂糖類を加えたもの	6 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるものに砂糖類を加えたもの	「シラップづけ（エキストラライト）（果汁入り）」と記載すること。
(1) 可溶性固形分が 1 0 % 以上 1 4 % 未満の場合	(1) 可溶性固形分が 1 0 % 以上 1 4 % 未満の場合	「シラップづけ（ライト）（果汁入り）」と記載すること。
(2) 可溶性固形分が 1 4 % 以上 1 8 % 未満の場合	(2) 可溶性固形分が 1 4 % 以上 1 8 % 未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）（果汁入り）」と記載すること。
(3) 可溶性固形分が 1 8 % 以上 2 2 % 未満の場合	(3) 可溶性固形分が 1 8 % 以上 2 2 % 未満の場合	「シラップづけ（ヘビー）（果汁入り）」と記載すること。
(4) 可溶性固形分が 2 2 % 以上の場合	(4) 可溶性固形分が 2 2 % 以上の場合	「シラップづけ（エキストラヘビー）（果汁入り）」と記載すること。

別表 2（第 4 条関係）

充てん液の種類		充てん液の種類
1	水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と記載することが適当でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）	「水煮」と記載すること。ただし、豆類、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム等を詰めたるものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる。
2	[略]	[略]
3	[略]	[略]

別表 2（第 4 条関係）

充てん液の種類		充てん液の種類
1	水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの	「水煮」と記載すること。ただし、グリーンピース、大豆、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたるものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる。
2	水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの	「味付」と記載すること。
3	バターソース、クリームソース等の調味液	「調味液づけ」と記載すること。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ」等と記載することができ。

1 1 から 3 まで以外の充てん液

充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名前を記載すること。

別表 3 (第 4 条関係)

[略]

別表 3 (第 4 条関係)

記号及び その略号	大 き さ			特小 (T)
	大 (L)	中 (M)	小 (S)	
容器による区分				
1号缶	4個又は5個	6個以上10個以下	11個以上15個以下	16個以上
2号缶	4個又は5個	6個以上10個以下	11個以上15個以下	16個以上
3号缶	4個又は5個	6個以上10個以下	11個以上15個以下	16個以上
4号缶	—	4個又は5個	6個以上	—
5号缶	—	4個又は5個	6個以上	—
7号缶	—	4個又は5個	6個以上	—
その他の缶型のもの 及び瓶詰のもの	上記の缶の個数をもとにその水容積比により換算した個数とする。			

別表 4 (第 4 条関係)

[略]

別表 4 (第 4 条関係)

基 部 の 太 さ		基部の太さを表す記号及びその略号
皮付き (基部の直径)	皮むき (基部の直径)	
20 mm以上	18 mm以上	特 大 (E)
15 mm以上 20 mm未満	13 mm以上 18 mm未満	大 (L)
10 mm以上 15 mm未満	8 mm以上 13 mm未満	中 (M)
10 mm未満	8 mm未満	小 (S)

別表 5 (第 4 条関係)

[略]

別表 5 (第 4 条関係)

粒 の 大 き さ (粒 径)		粒の大きさを表す記号及びその略号
9 mm 以上		
7 mm 以上 9 mm 未満		
7 mm 未満		
	大 (L)	
	中 (M)	
	小 (S)	

別表 6 (第 4 条関係)

[略]

別表 6 (第 4 条関係)

粒 の 大 き さ		粒の大きさを表す記号及びその略号
3 5 . 0 mmふるい上		
3 5 . 0 mmふるい下 2 7 . 5 mmふるい上		
2 7 . 5 mmふるい下 2 1 . 0 mmふるい上		
2 1 . 0 mmふるい下 1 6 . 5 mmふるい上		
1 6 . 5 mmふるい下 1 2 . 0 mmふるい上		
1 2 . 0 mmふるい下		
特 大 (G)		
大 (L)		
中 (M)		
小 (S)		
特 小 (T)		
極 小 (m)		

別表 7 (第 4 条関係)
[略]

形状による区分	粒の大きさ (かさの直径)	粒の大きさを表す記号及びその略号
つぼみ	2 2 mm 以上 3 0 mm 未満	大 (L)
	1 6 mm 以上 2 2 mm 未満	中 (M)
	1 0 mm 以上 1 6 mm 未満	小 (S)
	1 0 mm 未満	特 小 (T)
開き	3 0 mm 以上 5 0 mm 未満	大 (J)
	2 0 mm 以上 3 0 mm 未満	中 (E)
	2 0 mm 未満	小 (P)

別表 8 (第 4 条関係)
[略]

記号及び その略号	果 肉 の 大 き さ		
	大 (L)	中 (M)	小 (S)
容器による区分			
1 号缶	3 0 個以下	3 1 個以上 4 5 個以下	4 6 個以上 6 0 個以下
2 号缶	8 個以下	9 個以上 1 2 個以下	1 3 個以上 1 6 個以下
4 号缶	3 個以下	4 個以上 6 個以下	7 個以上 9 個以下
5 号缶	3 個以下	4 個以上 5 個以下	6 個以上 7 個以下
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	1, 0 0 0 g 当たり 1 5 個以下	1, 0 0 0 g 当たり 1 6 個以上 2 5 個以下	1, 0 0 0 g 当たり 2 6 個以上

別表 9 (第 4 条関係)

果 粒 の 大 き さ	果粒の大きさを表す記号及びその略号
1 0 0 g 当たり 2 0 個以下	大粒 (L)
1 0 0 g 当たり 2 1 個以上 3 5 個以下	中粒 (M)
1 0 0 g 当たり 3 6 個以上	小粒 (S)

(パブリック・コメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる
寄せられた意見・情報

(農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部改正案)

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：16. 8. 24～9. 24）

なし

2 W T O 通報による各国のコメント（募集期間：16. 10. 28～17. 1. 4）

なし

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成15年7月29日（木）

13時30分～

場所：農林水産省第2特別会議室
（本館4階）

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

- (1) 日本農林規格の一部改正について
農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格
- (2) 品質表示基準の一部改正について
農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準
- (3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正について（案）
- 3 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部改正について（案）

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○ 大木 美智子	消費科学連合会会長
○ 加藤 信子	関西生活者連合会理事
○ 近藤 栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会理事
○ 塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○ 谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○ 並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○ 畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会常任理事
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
土橋 芳和	(社) 日本缶詰協会技術部課長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員